



岡山産業保健総合支援センター

《おかやまさんぽメールマガジン》 第 81 号 2014 年 11 月 4 日（火）



I N D E X

1 相談員便り

『メンタルヘルス関連法規の改正（ストレスチェック義務化法案）と対応の問題点』

産業医学相談員 道明道弘

2 センターからのお知らせ（相談・研修・行事案内）

*平成 26 年度研修会のご案内

3 編集後記

1 相談員便り

『メンタルヘルス関連法規の改正（ストレスチェック義務化法案）と対応の問題点』

産業医学相談員 道明道弘

平成 26 年 6 月に労働安全衛生法改正案が国会にて可決されました。

この中でメンタルヘルス関連法規の改正、いわゆる「ストレスチェック義務化法案」が成立しましたので、それに対する対応と問題点を簡潔に述べてみたいと思います。

労働安全衛生法改正案のポイント

改正案におけるメンタルヘルス対策強化の大きなポイントは以下の 2 点です。

1. 年 1 回の労働者のストレスチェックを、従業員 50 人以上の事業場に

対して義務付ける

2. ストレスチェックの結果を労働者に通知し、労働者が希望した場合、医師による面接指導を実施し、結果を保存する

一般健康診断と異なり、プライバシー保護の観点より、検査結果は医師または保健師から労働者に直接通知され、労働者の同意を得ずに検査結果を事業者には提供することはできません。

(一般健康診断では、健康診断結果は事業者には通知されます)

【「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」の労働政策審議会に対する諮問及び同審議会からの答申について】

○メンタルヘルス対策の充実・強化

- ・ 医師又は保健師等による労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査を行うことを事業者には義務づけます。
- ・ 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から労働者に直接通知されます。医師又は保健師は労働者の同意を得ずに検査結果を事業者には提供することはできません。
- ・ 検査結果を通知された労働者が面接指導を申し出たときは、事業者は医師による面接指導を実施しなければなりません。なお、面接指導の申出をしたことを理由に労働者に不利益な取扱いをすることはできません。
- ・ 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮など、適切な就業上の措置をしなければなりません。

労働者はまず医師・保健師等の指導に基づくストレスチェックをうけます。そして、結果が労働者に通知されます。

医師との面接を希望する労働者は、事業所の人事部等に申し出ます（①）。

それを受けて、事業者は医師に面接実施を依頼し（②）、医師は労働者に面接指導を行います（③）。

その後、事業所は医師の意見を聞き（④）、労働者の労働環境改善などを行います（⑤）。

また、ストレスチェックの結果が思わしくない場合は、ストレスチェックを行った医師などが労働者の同意を得て、事業所に通知できることになっています。

法案が定める対策を円滑に実施するためには、ストレスチェック及びフィードバックの仕組みの構築、専門スタッフの確保・育成、組織改善への活用、チェック後のフォローアップ体制、セキュリティ確保など、課題が山積しています。

ここでは現状で想定されている課題の一例を解説します。

① ストレスチェックと健康診断は、合わせて実施して良いのか？

必ずしも健康診断と同時に行う必要がありません。

また、データ取扱い方法も異なりますので、セキュリティへの配慮と利便性を確保した実施体制を構築する必要があります。

② 労働者は、自ら面談に手を上げるのか？

メンタルヘルスの問題は機微なテーマであり、人事・事業者への面接希望を躊躇する従業員が多いことが予想されます。

③ 面談する医師の確保は、どうすればよいか？

従業員から面談の要望があった場合、対応できる産業医・医師のリソースの問題が考えられます。

④ 本社以外の事業所をどのようにケアするか？

産業医・保健師等の産業保健スタッフが在籍している本社は対応できても、本社以外の事業所、特に従業員 50 名未満の小規模営業所などの体制づくりが課題です。

⑤ チェックを受ける人、受けない人がばらついてしまうのではないのか？

ストレスチェックは事業者には実施義務がありますが、従業員への受診義務は課されません。従業員の回答率を高めるためにストレスチェックの実施を促進する周知活動や、教育啓発機会を設けることが望まれます。

なお、この改正安衛法・ストレスチェック義務化法案には下記附帯決議があります。この点の注意が必要です。

二 ストレスチェック制度は、精神疾患の発見でなく、メンタルヘルス不調の未然防止を主たる目的とする位置付けであることを明確にし、事業者及び労働者に誤解を招くことのないようにするとともに、ストレスチェック制度の実施に当たっては、労働者の意向が十分に尊重されるよう、事業者が行う検査を受けないことを選んだ、それを理由に不利益な取扱いを受けることのないようにすること。また、検査項目については、その信頼性・妥当性を十分に検討し、検査の実施が職場の混乱や労働者の不利益を招くことが

ないようにすること。

三 ストレスチェック制度については、労働者個人が特定されずに職場ごとのストレスの状況を事業者が把握し、職場環境の改善を図る仕組みを検討すること。また、小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備など必要な支援を行うこと。

図入り

<http://www.okayama-sanpo.jp/pdf/06-ma/m-26-11-sub.pdf>

2 センターからのお知らせ（相談・研修・行事案内）

■ 平成 26 年度 岡山労災病院産業保健研修会のご案内 ■

実際に産業保健現場で実務を行う機会のある方を支援するための事例検討を中心とした『アドバンストコース』として実施します。職種は問いません。産業医の生涯研修単位を取得できます。

初めて受講される方には総論内容をまとめた DVD の視聴を推奨します。

（DVD 入手は、<http://www.unit-gp.jp/eisei/wp/?p=1809>）

※DVD 入手の際に必要な『キーワード』は、研修会申込時にお知らせします。

受講料：3,000 円

（資料代として NPO 法人が管理します。受付時にお支払い下さい。）

定員：40 名

◆平成 26 年 11 月 13 日（木） 19：00～21：00

演題：メンタルヘルス対応 お試し出社と軽減勤務
グループワークによる事例検討

講師：鈴木越治（岡山大学大学院 疫学・衛生学分野 助教）
高尾総司（岡山大学大学院 疫学・衛生学分野 講師）
岸本卓巳（岡山労災病院 副院長）

場所：岡山労災病院別館 3 階会議室

単 位： 生涯専門1単位、生涯実地1単位

◆平成26年12月11日（木） 19：00～21：00

演 題： メンタルヘルス対応 現職復帰の是非
グループワークによる事例検討

講 師： 高尾総司（岡山大学大学院 疫学・衛生学分野 講師）
岸本卓巳（岡山労災病院 副院長）

場 所： 岡山労災看護専門学校（岡山労災病院敷地内） 1階会議室

単 位： 生涯専門1単位、生涯実地1単位

・・・産業保健研修会の詳細は、こちらでご確認ください。

<http://www.okayama-sanpo.jp/01-ke.html>

■ 岡山産業保健総合支援センター主催セミナー・研修会 ■

⇒⇒⇒ 会場が「ピュアリティまきび」の研修会

場 所：ピュアリティまきび 会議室（岡山市北区下石井 2-6-41）

受 講 料：無料

※ お車でお越しの際は、ピュアリティまきびの駐車場をご利用ください。
駐車場は無料をご利用いただけます。駐車券は、お帰りの際にフロントまでお持ちください。但し、駐車場が満車の場合はご利用いただけません。ご注意ください。

研修会・セミナーの情報・お申込はこちらからどうぞ

<http://www.okayama-sanpo.jp/01-ke.html>

日 時： 11/6（木） 14：00～16：00

研修テーマ： カウンセリングⅣ

内 容： ロールプレイング※カウンセリングⅡの受講を推奨

講 師： 武田相談員

日 時： 11/12（水） 14：00～16：00

研修テーマ： うつ病への対応について

内 容： 講義及び症例呈示

講師： 大月相談員

日時： 11/18（火）14：00～16：00

研修テーマ： 楽しくアルコールを飲もう

内容： 生涯おいしいアルコールが飲めるためのノウハウについて

講師： 福岡相談員

日時： 11/20（木）14：00～16：00

研修テーマ： 職域における過重労働・メンタルヘルス対策とコーチングについて

内容： 職域の過重労働・メンタルヘルス対策とコーチングについてわかりやすく講演します

講師： 道明相談員

日時： 12/3（水）14：30～16：00

研修テーマ： 検診結果の見方と健康増進

内容： 検診結果の見方をおさらいし、健康増進活動の事例を紹介します。

講師： 成松相談員

日時： 12/11（木）14：00～16：00

研修テーマ： 職域における過重労働・メンタルヘルス対策について

内容： 職域の過重労働・メンタルヘルス対策についてわかりやすく講演します。

講師： 道明相談員

日時： 12/15（月）9：30～11：30

研修テーマ： インフルエンザの最新動向と対策

内容： 季節性インフル・鳥インフル・MERS等の最新動向

講師： 勝田相談員

日時： 2/17（火）14：00～16：00

研修テーマ： 防ごう骨粗鬆症！

内容： 骨粗鬆症予防のための日常生活の注意について

講師： 福岡相談員

日時： 2/25（水）14：00～16：00

研修テーマ： ストレス対処法について

内容： 講義及びロールプレー

講師： 大月相談員

【産業看護職向けの研修会】

日時： 1/20（火）14：00～16：00

研修テーマ： 保健指導の基本

内容： 保健指導の主役は社員です。ご本人に役立つ支援の仕方について

講師： 福岡相談員

⇒⇒⇒ 会場が「岡山大学鹿田キャンパス」の研修会

※下記研修会の会場は「岡山大学鹿田キャンパス」

医学部基礎研究棟 1階小セミナー室（岡山市北区鹿田町2丁目5番1号）

※受講料無料。駐車場がありませんので、公共交通機関でお越しください。

※シリーズとなっていますが、各研修会単独で受講できます。

※産業保健研修会（岡山労災病院）の講師を務める高尾総司先生の研修会です。「職場は働く場所」の大原則を前提に、メンタルヘルス対策を考えます。従業員の主治医から「半日勤務が望ましい」と言われたら？

日時： 11/17（月）14：00～15：30

研修テーマ： 労務管理によるメンタルヘルス対策シリーズ 5

内容： 第5回 復帰可否判定面接ツール

日時： 12/8（月）14：00～15：30

研修テーマ： 労務管理によるメンタルヘルス対策シリーズ 6

内容： 第6回 過重労働対策総論

日時： 1/19（月）14：00～15：30

研修テーマ： 労務管理によるメンタルヘルス対策シリーズ 7

内容： 第7回 過重労働対策の実際

日時： 2/16（月）14：00～15：30

研修テーマ： 健康診断事後措置シリーズ1

内容： 各論1 安全配慮義務の履行

日時： 3/9（月）14：00～15：30

研修テーマ： 健康診断事後措置シリーズ2

内容： 各論2 福利厚生としての実施

産業医研修会・セミナーのお申込はこちらからどうぞ

<http://www.okayama-sanpo.jp/index.htm>

▼研修会の受付は各研修会会場で行います。直接、お越し下さい。

▼今後、研修会開催場所に関しては変更になる可能性があります。変更になった場合は、速やかに御連絡いたします。

▼お問合せは、下記アドレス宛にお送りください。

E-mail : info@okayama-sanpo.jp

3 編集後記

秋から冬へと季節が変わり始め、冬の味覚がスーパーにも並び始めました。気温が下がり、なかなか外で運動しづらいですね。でも、美味しい物をしっかり食べて、太らないようしっかり運動しましょう。あと、インフルエンザの予防接種も忘れずにしましょう。

今回の第82号は12月1日（月）の配信予定です。